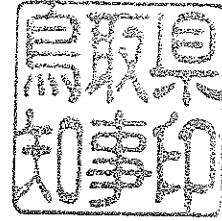


入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月2日

鳥取県知事 平井 伸治



1 入札に付する事項

(1) 次に掲げる物件の売却

番号	売却物件	年式	数量	予定価格(最低入札価格) (円)	入札保証金 (円)
201	スズキアルト (4WD) 貨物 H17年式	平成17年	1	45,000	4,500
202	ダイハツエッセ (2WD) 乗用 H18年式	平成18年	1	45,000	4,500
203	スズキアルト (2WD) 乗用 H18年式	平成18年	1	45,000	4,500
204	ポータブルDVDナビゲーションシステムGORILLA (SANYO NV-DX850)	平成15年	1	1,000	100
205	ポータブルDVDナビゲーションシステムGORILLA (SANYO NV-DK791)	平成18年	1	1,000	100
206	ノート型パソコン (FUJITSU LIFEBOOK A540/CX)	(不明)	1	1,500	150
207	ノート型パソコン (FUJITSU LIFEBOOK FMV-715NU3/B)	(不明)	1	1,000	100
208	インクジェットカラープリンタ (Canon MX860) (ジャンク品)	(不明)	1	1,000	100
209	衛星携帯電話 (ワイドスター・デュオ×1、サテライト・ポータブルホンN×3) (サービス終了品)	平成18年	1	5,000	500
210	座椅子 (木製) (4席セット) A	平成13年	1	1,000	100
211	座椅子 (木製) (4席セット) B	平成13年	1	1,000	100
212	座椅子 (木製) (4席セット) C	平成13年	1	1,000	100
213	座椅子 (木製) (4席セット) D	平成13年	1	1,000	100
214	座布団 (紫) (4枚セット)	平成13年	1	400	40
215	座卓 (木製) A	平成13年	1	5,000	500
216	座卓 (木製) B	平成13年	1	5,000	500
217	座卓 (木製) C	平成13年	1	5,000	500
218	座卓 (木製) D	平成13年	1	5,000	500
219	座卓 (木製) E	平成13年	1	5,000	500
220	座卓 (木製) F	平成13年	1	5,000	500

(2) 入札参加申込期間及び申込場所

ア 入札参加希望者は、平成27年9月2日 (水) 午後1時から同年9月18日 (金) 午後2時までの間、鳥取県が定める鳥取県インターネット公有財産売却ガイドライン (以下「ガイドライン」という。) に基づき、ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム (以下「売却システム」という。 <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>) により、参加仮申込みを行うこと。

イ 入札保証金は、アの手続の際に、クレジットカードによる納付を選択すること。

(3) 入札期間及び入札場所

(2) の手続を完了した入札参加者は、平成27年10月7日(水)午後1時から同年10月14日(水)午後1時までの間に、売却システム内で入札を行うこと。

(4) 開札日時及び場所

平成27年10月14日(水)午後1時から、売却システム内で開札を行う。

2 ガイドライン及び契約条項の交付

平成27年9月2日(水)午後1時から同年9月18日(金)までの間に売却システム内及びインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/201325.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

平成27年9月2日(水)から同年9月18日(金)までの間(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、平成27年9月2日(水)は午後1時からとし、同年9月18日(金)は午後1時までとする。

(2) 交付場所及び入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県会計管理者会計局会計指導課電算担当
電話 0857-26-7436

3 契約する者及び契約担当部局

番号	契約する者	契約担当部局
201	鳥取県中部総合事務所長 西山 信一	鳥取県中部総合事務所地域振興局会計総務課
202、 203	鳥取県西部総合事務所長 山根 淳史	鳥取県西部総合事務所地域振興局会計総務課
204～ 209	鳥取県知事 平井 伸治	鳥取県会計管理者会計局会計指導課
210～ 220	鳥取県知事 平井 伸治	鳥取県会計管理者会計局会計指導課

4 入札手続等

(1) 郵便又は電信による入札の可否

郵便又は電信による入札は認めない。

(2) 下見会

番号	開催日時	場所
201	平成27年9月10日(木)から11日(金)まで 各日午前10時から午後4時まで	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 電話 0858-23-3954
202、 203	平成27年9月10日(木)から11日(金)まで 各日午前10時から午後4時まで	〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 電話 0859-31-9706
204～ 209	平成27年9月8日(火)から9日(水)まで 各日午前10時から午後4時まで	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁 電話 0857-26-7436
210～ 220	平成27年9月9日(水) 午前10時から午後4時まで	〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心 電話 0858-23-5390

(3) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ ガイドライン及びヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できない者

- エ 1の(2)の手続を行っていない者又は1の(2)に定められた期間内に手続が終了しなかった者
- オ その他知事が不相当と認める者

(4) 入札保証金

本件入札に参加する者は本件公告に掲げた入札保証金を納付しなければならないが、1の(2)のイにより参加申込みを行い、ヤフー株式会社からクレジットカード売上承認に係るカード与信枠を取得している事実を証する書面が県に提出された場合は、入札保証金納付に代わる担保の提供があったものとみなす。

なお、落札できなかった場合は、入札期間満了後に担保の返還を行うものとする。

(5) 入札及び開札

ア 入札者は、1の(3)に定められた期間内に売却システム内に入札価格を登録する手続を行うこと。ただし、この登録は1回のみ可能とする。

イ 開札は、平成27年10月14日(水)午後1時から、売却システム内で行う。

ウ 入札者は、政令、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)を熟知の上、入札すること。

エ 入札後、本件公告、ガイドライン、物件情報等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

オ 入札者は、その理由いかんにかかわらずいったん登録した入札価格の書き換えを行うことはできない。

(6) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

なお、落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金に充当する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者の求められる義務を履行しない者の入札

ウ 入札に関して不正のあった者の入札

エ 4の(4)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が各物件ごとに定めた額に満たない者のした入札

オ 同じ物件について2以上の入札を行った者の入札

カ 委任状のない代理人の入札

キ 他の入札者の代理を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

ク 政令、会計規則、本件公告に違反した入札

(3) 契約書の要否

不要。ただし、落札額が1件100万円を超える物件又は自動車の物件については、契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げた予定価格(最低入札価格)以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ(売却システム上の自動抽選)により決定するものとする。この場合、くじを辞退することはできない。

(5) 用途制限

この公告の物件は、次の各号に掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付するものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細はガイドラインによる。